

これ1冊で相続手続き&相続対策丸わかり

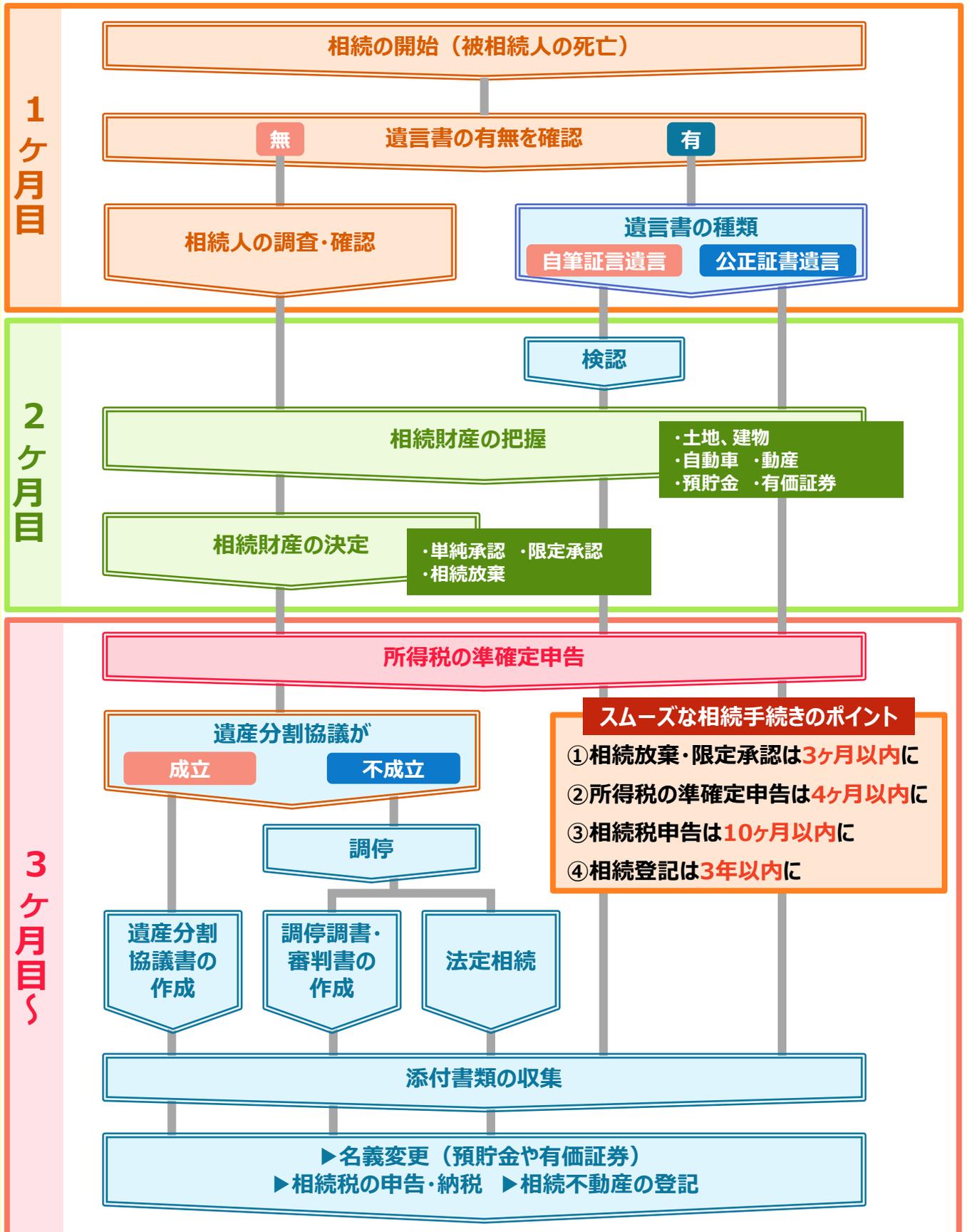
円満な相続手続きの進め方

&チェックリスト



● 相続全体の流れ

まずは相続全体の流れを知ろう



● 相続のご状況確認

相続手続きはどこまで進んでいますか？

① 相続人調査（戸籍の収集）

完了 未

役所で相続人全員の戸籍と被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍を収集します。被相続人の出生から死亡まで、すべての戸籍を平日の昼間に収集しなくてはなりません。

② 相続財産の調査・財産目録の作成

不動産は「権利証」や「登記識別情報」、「固定資産税の納税通知書」を確認して調査します。預貯金は「預金残高証明書」、株式は「評価証明書」の発行を各金融機関に依頼します。また、借金などマイナスの財産の確認も必要です。

③ 相続方法の決定

相続財産をそのまま受け継ぐ「単純承認」、相続財産がマイナスの場合などに用いられる「相続放棄」、プラスの財産とマイナスの財産のどちらが多いかわからない場合に用いられる「限定承認」の3つがあります。

④ 遺産分割協議

相続人同士による話し合いによって遺産の分配方法を決めます。遺産の分け方が決まったら、その内容を遺産分割協議書にまとめ、全員の実印を押します。

⑤ 預貯金の解約・払い戻しの申し出

相続した郵便貯金や銀行預金の払い戻しをするためには、まずは各金融機関の窓口で解約の申し出を行います。

⑥ 預貯金・株式の名義変更

各金融機関の支店に必要な書類を提出して払い戻しの手続きをします。各金融機関の支店ごとに、窓口が空いている平日に手続きをする必要があり、各金融機関で手続きに1～2時間はかかるため、口座数が多いと非常に大変な作業となります。

⑦ 土地・建物など不動産の名義変更

登記申請書を作り、その不動産の管轄の法務局に登記申請をします。戸籍や住民票、印鑑証明書、遺産分割協議書などの書類も合わせて必要になります。

⑧ 相続税申告

相続税の申告が必要な場合は、相続発生から10か月以内に相続税申告を行います。

遺言がある

ご家族や当事者で話し合う必要がある

- ・介護や生活費用の不安を解消したい
- ・ご家族に負担はかけたくない
- ・相続税対策での贈与を検討している
- ・認知症による財産凍結リスクを防ぎたい

財産管理に関するご希望

家を継承させたい・施設入居を検討したい

全体的な分割の方向性やご希望

- ・配偶者に全てわたしたい
- ・〇〇さんに多く分けたい
- ・平等に分けたい
- ・その他（_____）

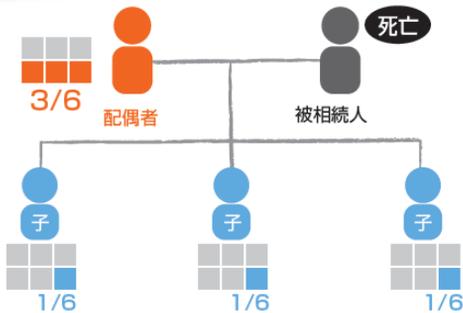
● ご家族関係の整理

・ 相続人と相続分を確認する！

相続人とは、相続する権利がある方のことです。相続分とは、相続人が遺産を相続できる法律上の割合のことを言います。法律では相続人とその相続分について、次のようにルールが定められています。

- 配偶者は、常に相続人になる。
- 血族は、第一順位は直系卑属である「子」が相続人となる。
- 子がいなければ、第二順位に（父母（いなければ祖父母）などの直系尊属）が相続人となる。
- 直系尊属がいなければ、第三順位（兄弟姉妹）が相続人となる。
- 相続分は血族の順位により異なり、割合は人数で等分する。

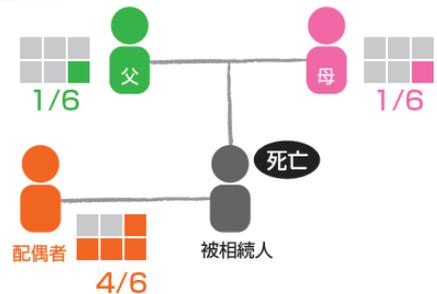
配偶者と子（第一順位）が相続する場合



配偶者は1/2、子は残りの1/2の財産を人数で等分する。

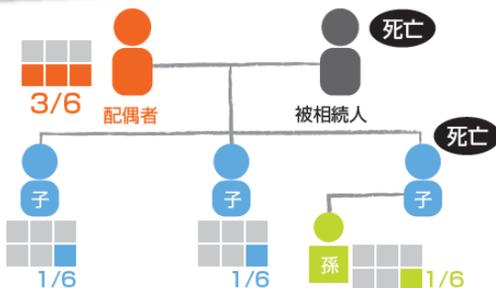
※実子と養子の相続分は同じです。

配偶者と直系尊属が相続する場合(子供がいない場合)



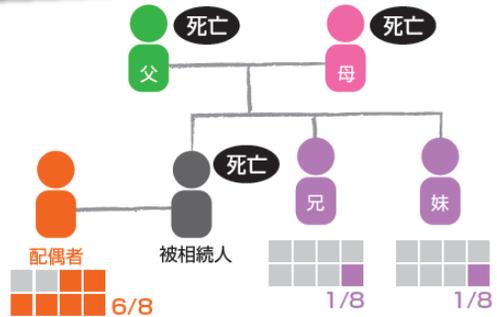
配偶者は2/3、父母は残りの1/3の財産を人数で等分する。

子の1人がすでに死亡し、その孫がいた場合



相続人になるはずだった子が死亡しても、さらにその子がいる場合には、第1順位の相続権を引継げます。(代襲相続)

配偶者と兄弟姉妹（第三順位）が相続する場合



配偶者は3/4、兄弟姉妹は残りの1/4の財産を人数で等分する。

※相続人になるはずだった兄弟姉妹が死亡していても、さらにその子がいる場合には、第3順位の相続権はその子(相続人のおい/めい)のみ一代に限り引継げます。

● ご家族関係の整理

・ こんな場合の相続は要注意

相続人を調査していると、下記のような状況にある場合も少なくありません。これをいい加減に進めてしまうと、後から無効になってしまうばかりか、相手方から訴えられてしまう場合もあります。適法に手続きを進めることが重要です。

▶ 相続人に未成年者がいる場合

未成年者の相続人は、遺産分割協議に参加することは出来ません。それは、未成年者の場合、成人と同等な判断能力が無いと想定され、遺産分割協議においても正しい判断や主張が出来ないことが想定されるからです。こうした場合は、家庭裁判所に特別代理人選任の申立てをしなくてははいけません。

▶ 相続人に認知症の人が含まれる場合

認知症の程度にもよりますが、判断能力が常に全くない場合には、遺産分割協議をする前に、その相続人のために家庭裁判所で成年後見人の選任申立を行います。そして、選任された成年後見人がその相続人を代理して、遺産分割協議を行うこととなります。ただし、成年後見人自身も相続人となっている場合には、その相続人のために、家庭裁判所で特別代理人を選任してもらう必要があります。

▶ 相続人が行方不明の場合

相続人に行方不明者がいるときは、その人を除外して遺産分割協議をすることが出来ません。遺産分割協議は法定相続人全員で協議しなければ効力がないからです。このようなときには、家庭裁判所に不在者財産管理人選任の申立てをし、その管理人が家庭裁判所の許可を得て、遺産分割協議をすることになります。また、ある一定期間行方不明であるときは、家庭裁判所に申立てをして失踪宣告を受けることにより相続手続きを進めることもできます。

▶ 被相続人に前配偶者の子供がいる場合

被相続人の前配偶者との間の子供にも他の相続人と同じように相続する権利があります。遺産分割協議をする際には、その子供たちも参加しなければなりません。また、その子供が未成年の場合は親権者である前配偶者がある子に代わって遺産分割協議をすることになります。戸籍謄本をしっかりと読んで、相続関係を把握することが必要です。

one
point

戸籍謄本をもとに、相続人を確定して、それを紙にまとめたものが、相続関係図になります。

● 相続財産のチェックリスト

相続財産については、**相続税申告や遺産分割協議を最適に行う**ため、また**手続き漏れによる将来のトラブルを防止**するため、抜け漏れなく、全て把握することが大切です。

プラスの 財産	不動産関連	<input type="checkbox"/>	土地・建物・マンション
		<input type="checkbox"/>	借地権・借家権・定期借地権・地上権・貸借権・耕作権・永小作権
		<input type="checkbox"/>	その他の土地（牧場・山林・原野・鉱泉地・温泉地）
	現金・ 有価証券関係	<input type="checkbox"/>	現金・預貯金
		<input type="checkbox"/>	株券・国債・社債・投資信託・貸付金・売掛金・手形・小切手・出資金
	動産関係	<input type="checkbox"/>	家財（家具・家電）・自動車・船舶・庭園設備（庭石・庭木）
		<input type="checkbox"/>	書画・骨董品・貴金属（宝石など）・美術品
		<input type="checkbox"/>	果樹・立木
		<input type="checkbox"/>	家畜
	その他	<input type="checkbox"/>	慰謝料請求権・損害賠償請求権
		<input type="checkbox"/>	電話加入権
		<input type="checkbox"/>	ゴルフ会員権・リゾート会員権
		<input type="checkbox"/>	特許権・著作権
		<input type="checkbox"/>	生命保険契約に関する権利など
		<input type="checkbox"/>	健康保険料（後期高齢者医療保険料）や介護保険料、高額医療費の戻り
事業用資産	<input type="checkbox"/>	未収配当金、未収給与、所得税の還付	
	<input type="checkbox"/>	貸付金・未収家賃・売掛金・受取手形	
	<input type="checkbox"/>	機械設備・その他の減価償却資産	
マイナスの 財産	借金関係	<input type="checkbox"/>	貸付金・未収家賃・売掛金・受取手形
		<input type="checkbox"/>	借金・買掛金・住宅ローン・手形・小切手
	税金	<input type="checkbox"/>	未払いの所得税・住民税・固定資産税・その他の税金
		<input type="checkbox"/>	未払い家賃・地代
未払い金	<input type="checkbox"/>	未払い医療費・施設費	
	<input type="checkbox"/>	未払利息・未払費用・未払利息・預かり敷金	
相続税申告に 関連するもの	相続税申告に 影響するもの	<input type="checkbox"/>	生命保険金
		<input type="checkbox"/>	退職手当金
		<input type="checkbox"/>	家族に掛けている生命保険
		<input type="checkbox"/>	退職年金の受給権
		<input type="checkbox"/>	葬儀費用、お布施
		<input type="checkbox"/>	相続開始前3年以内の贈与・相続時精算課税贈与

● 財産状況の確認

- ・ 相続財産を把握しよう！

▶ 相続財産とは何か？

相続財産とは亡くなった方が残した“権利と義務”のことをいいます。つまり、相続財産には、プラスの財産だけでなくマイナスの財産も含まれます。

亡くなった方が借金を残されていたり、借金の連帯保証人になっていなかったかどうかを調べる必要もあります。

プラスの財産

不動産（土地・建物）

宅地・居宅・農地・店舗・貸地など

不動産上の権利

借地権・地上権・定期借地権など

金融資産

現金・預貯金・有価証券・株式・国債・社債

動産

車・家財・骨董品・宝石・貴金属など

その他

債権・貸付金・売掛金・手形債権
ゴルフ会員権・著作権・特許権など

マイナスの財産

借金

借入金・買掛金・手形債務・リース未払金など

公租公課

未払の所得税・住民税・固定資産税など

保証債務

その他

未払費用・未払利息・未払の医療費
預り敷金など

相続財産に該当しないもの

- ・ 財産分与請求権
- ・ 生活保護受給権
- ・ 身元保証債務
- ・ 扶養請求権
- ・ 受取人指定のある生命保険金
- ・ 墓地、仏壇・仏具、神具など祭祀に関するもの

などがあります。

▶ 相続財産の評価をどうするか？

民法上の遺産を引き継ぐ手続きでは、評価方法は定められていません。一般的には、時価で換算することになります。

ただ、遺産の評価では、評価方法により、相続税の評価額が変わってきたり、民法と税法上では、遺産の対象とその評価の扱いが異なるなど専門的な判断が必要です。

税理士や司法書士などの専門家のアドバイスを必ず受けて下さい。

遺産の
評価額

● 財産状況の確認

・ 相続税の申告について

相続税とは、被相続人（死亡した人）の死亡により、被相続人の親族等（相続人）が相続で取得する財産に対して課税される税金です。

遺言書によって譲りうけた財産についても相続税が課税されます。

相続税の申告と納税は、相続の開始があったことを知った日（通常は、亡くなった日）の翌日から10ヶ月以内に、亡くなった方の死亡時における住所地を管轄する税務署に対しておこなわなければなりません。

申告の期限までに申告しなかった場合には、本来の税金以外に加算税・延滞税がかかりますので注意が必要です。

相続税の計算方法

1 課税価格を算出

財産をもらった人ごとに課税価格を次のように計算します。

「相続財産の価格」+「みなし相続財産」-「債務・葬式費用の金額」+

「（A）相続時精算課税の適用を受けた贈与財産・（B）Aを除く3年以内の贈与財産」

2 課税遺産総額を算出※

「課税価格の合計額」-「基礎控除額 3000万円 +（法定相続人の数×600万円）」

※配偶者1名、子2名の場合「3000万円 +（3人×600万円）」となるため、遺産が4800万円を超えなければ課税はされません。

※平成27年1月1日からの施行です。

3 相続税の総額を算出

「課税遺産総額」×「各人の法定相続割合」×「税率」-「控除額」

※これを相続人ごとに行って合計する

4 各人の相続税額を算出

「相続税の総額」×「各人のあん分割合（各人の課税価格/課税価格合計）」

5 各人の税額の加算・控除

これらの加算または控除後の金額が納付すべき相続税額となります。

加算項目

・税額の2割加算（1親等血族（代襲相続人を含む）配偶者以外の人に適用されます）

控除項目

・贈与税額控除
・配偶者の税額軽減
・未成年者控除
・障害者控除
・相次相続
・外国税額控除

※配偶者1名、子2名の場合「3000万円 + 3×600万円」となるため、遺産が4800万円を超えると課税されます。

※相続税法は頻りに改正されますので、最新の状況は税理士や税務署にお問い合わせください。

当事務所でも必要に応じて税理士をご紹介しますので、お気軽にお問い合わせください。

● 財産の分け方

- ・ 法定相続について

▶ 4つの分割方法

現物分割

財産をそのままの形で分割する方法です。

例えば預貯金は長男、有価証券は長女、ご自宅は次男へなど、個々の財産を各相続人へ配分します。手続きが簡単で、財産をそのまま残せるメリットがある一方、法定相続分に従って分割することが難しく不公平になりやすいというデメリットがあります。

換価分割

財産を売却し、現金で分割する方法です。

公平な分割が可能となるメリットがある一方で、財産の現物が残らなかつたり、売却の手間や費用が発生したり、売却益に所得税・住民税がかかることがデメリットです。

現物分割と組み合わせて利用すると2つの分割のメリットが活かされます。

代償分割

相続人の一人が、法定相続分を超える価値の財産を取得した場合に、その代償として他の相続人へ相続分の差額を現金等で支払う方法です。

財産の多くが不動産の場合や、ご自宅に住み続けたい相続人がいる場合等に用いられます。現物の財産をもらった方が他の相続人へ代償金を支払う資力がが必要です。

共有分割

財産の一部、あるいは全部を相続人全員が共同で所有する方法です。

公平な分割が可能で、財産を売却することなくそのまま残せるメリットがあります。一方で、財産の利用や売却について、他の相続人の合意が必要になるため、個人の自由度が低くなります。共有財産を保有する相続人が亡くなってしまった場合、権利がそのお子さんに移るため利害関係が複雑になるというデメリットもあります。

相続時は公平な分割のために利用したとしても、その後は早めに共有名義の解消をオススメします。

▶ 遺産分割をするときの注意点

未成年者や認知症の方が相続人にいる場合は代理人が必要

未成年者や認知症など判断能力が不十分な方がいる状況で作成した遺産分割協議書は無効になります。遺産分割協議に参加する代理人を立てなくてはなりません。

未成年者は遺産分割協議に参加できません。親権者が相続人の場合には、利害関係があるため代理人になれませんので、家庭裁判所に「特別代理人」を選任してもらいます。

認知症の方が相続人にいる場合は、家庭裁判所に「成年後見人」を選任してもらいます。「成年後見人」「保佐人」「補助人」など、認知症の方の症状の程度によって、後見人の種類が変わります。

遺産分割協議が調わないときは調停に進む

遺産分割協議を行っても話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることになります。裁判官と調停委員が間に入り話し合いを行います。遺産の分け方に相続人全員が合意すると調停は成立となります。

調停も成立しない場合、遺産分割審判に進むことになります。

● 円満な相続をすすめるためのチェックリスト

そもそも、手続きが進められないリスク

- ご高齢のため、色々な窓口でたくさんの手続きをするのが難しい
- 仕事をしていて平日に役所や法務局へ行くのが難しい
- 相続人同士が遠方（海外含む）に住んでいる
- 相続人が多く、遺産分割の話し合いや書類のやり取りが大変
- 預金、不動産など相続財産が多岐にわたり、手続きが膨大

こんなリスクが!?

- ・手続きの期限切れ
- ・数次相続の発生
- ・認知症の発症

相続手続きは、放置すると様々なリスク・デメリットがあります

家族の関係性・争族トラブルにつながるリスク

- 連絡が取れないなど、関係性の良くない相続人がいる
- 前妻（前夫）との子供など、面識のない相続人がいる
- これまで特定の人が、介護などをしてきた背景がある（寄与分）
- お子様がない（おひとり様・おふたり様）
- 障がいや、認知症などを抱えるご家族がいる

こんなリスクが!?

- ・高額な弁護士費用
- ・ご家族関係の崩壊
- ・成年後見の利用

相続は「感情」が絡む手続きのため、特に注意が必要です

分けにくい不動産・税金トラブルなどの財産リスク

- 相続人は複数いるが、相続財産の大部分が不動産である
- 土地や建物が共有名義になっている
- 名義を変えていない不動産（土地・空き家など）がある
- 現金が少なく納税資金が不足する可能性がある
- 生前の多額の贈与など、不透明なお金の移動がある

こんなリスクが!?

- ・自宅の分割方法
- ・空き家トラブル
- ・思わぬ相続税負担

まずは財産の調査・棚卸しをすることがとても大切です

● 相続を進めるために必要な手続き一覧

これらの手続きをサポートいたします

1. 相続人の調査・確定（戸籍収集・相続関係説明図の作成）

法律上、誰が相続人になるのか調査・確定します。

相続人を確定するために、当事務所にて被相続人（故人）の出生から死亡までの連続した戸籍を取得し、相続関係説明図（家系図）を作成いたします。

2. 相続財産の調査・財産目録の作成

相続財産として何がどれだけあるのか、ヒアリングをもとに確認します。現金や預貯金、不動産、有価証券など、相続財産の具体的な金額を調べます。

3. 遺産分割協議・遺産分割協議書の作成

必要に応じて司法書士が公平な第三者の立場で遺産分割のアドバイスを行います。

法律的にも感情的にも円満な遺産分割を行い、争いに発展したときに必要となる弁護士費用を節約すると同時に、相続人同士の関係悪化を防ぎます。

その後話し合いがまとまれば、当事務所にて遺産分割協議書の作成を行います。

4. 法定相続情報一覧図の取得

相続登記やその他の相続手続きをスムーズにするため、法定相続情報一覧図を取得するための申し出を法務局に対して行います。

5. 預貯金の名義変更・払い戻し

面倒な金融機関での預貯金の手続きも当事務所にて代行いたします。

6. 不動産の名義変更

不動産の名義を、被相続人の名義から相続人の名義に変更（相続登記）します。

7. 証券・その他資産の名義変更

株式や社債などの証券、その他資産の名義を、被相続人の名義から相続人の名義に変更します。

※対象財産： 株式、投資信託、国債、社債、ゴルフ会員権（未上場株は除きます）

8. 相続財産の活用（不動産の売却・運用等）についてのサポート

相続した不動産を売却・処分される場合は、信頼できる不動産会社をご紹介します。

また、不動産会社を紹介するだけでなく、その契約内容についても法律の専門家としてアドバイスいたします。

9. 相続税の申告（税理士のご紹介）

税理士はそれぞれに得意分野があるため、相続税の申告が必要な場合は当事務所にて相続に強い税理士をご紹介します。また、税理士を紹介するだけでなく、紹介後も引き続きサポートいたします。

● 当事務所のご紹介

事務所名	司法書士法人ももたろう総合事務所
司法書士	澤田優也、小林三紗、若狹勇紀
住所	〒710-0833 岡山県倉敷市西中新田619番地1
TEL/FAX	TEL：086-486-4521/FAX：086-486-4866
営業時間	平日9：00～18：00 土日祝お休み

代表からのご挨拶

当事務所は倉敷市を中心に相続・遺言を専門的に扱っており、スタッフ11名（司法書士3名）で迅速な対応を心がけております。

「信頼で安心をつなぐ」を使命と考えており、次世代のサポートもお任せ下さい。

無料相談も実施しておりますので、お気軽にお電話下さい。



代表
澤田 優也

当事務所の特徴

倉敷エリアで約2,800件以上の
相続に関する相談実績

相続に特化した専門家が豊富な実績
と経験を活かして対応します

明確な料金体系
充実のサポートをリーズナブルに！

相続に関するご不明点は無料相談へ

無料相談で分かること

01 必要な相続手続きの
内容と期限が分かる

02 将来のリスクへの
必要な対策が分かる

03 相続手続きの具体的
な流れが分かる

04 相続税の申告が
必要かどうか分かる

無料相談はこちらから！

URL <https://kurashiki-isansouzoku.com>